

国税だより

■税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務(※)を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

(※)内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax (データ)により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

(注) 1 税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

2 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問い合わせをさせていただくことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関するご相談(納付に関するご相談を含みます。)
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

都道府県	内部事務のセンター化の対象署	業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の 郵送先住所
熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、 天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター
大分県	大分、中津、日田、佐伯、宇佐	熊本国税局業務センター 大分事務室	※大分事務室及び宮崎事務室は、申告書、申請書等の郵送先ではありません。
宮崎県	宮崎、延岡、日南、小林	熊本国税局業務センター 宮崎事務室	
鹿児島県	鹿児島、川内、鹿屋、大島、 出水、指宿、種子島、知覧、 伊集院、加治木、大隅	熊本国税局業務センター 鹿児島事務室	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室

詳しくは、熊本国税局ホームページ([熊本国税局](https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto) **検索**)をご覧ください。

◇パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>)

